

静岡県告示第666号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年11月14日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月14日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
焼津榛原線	焼津市利右衛門字六軒屋1767番の2から 焼津市利右衛門字天王1139番の4まで	令和5年11月21日

=====

静岡県告示第667号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年11月14日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月14日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
藤枝天竜線	周智郡森町三倉字瀬戸山3869番の7から 周智郡森町三倉字瀬戸山3871番の2まで	令和5年11月14日